

中丹管内二級河川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「中丹管内二級河川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中丹広域振興局管内の二級河川の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会は、構成員の同意を得て、必要に応じて別表の職にある者以外の者を追加及び参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 二級河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年1月29日から施行する。
本規約は、令和4年8月12日から施行する。

別表

機関名	構成員	備考
舞鶴市	舞鶴市長	
綾部市	綾部市長	
京都府	建設交通部長	会長
中丹広域振興局	地域連携・振興部長	
	農林商工部長	
	建設部長(中丹東土木事務所長)	
港湾局	港湾局長	
水産事務所	水産事務所長	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局	近畿北陸整備局長	